

広島市規則第 5 4 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

広島市幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴くべき事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 7 条第 1 項の規定により本市が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち教育委員会の意見を聴かなければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。